

新 旧 対 照 表

広島市情報公開・個人情報保護審査会運営要領

現 行	改 正 案
(目的) 第1条 この要領は、広島市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成26年広島市条例第7号。以下「審査会条例」という。）第14条の規定に基づき、広島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。 _____ _____ (会議の公開・非公開) 第2条 広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「情報公開条例」という。）第16条第1項及び広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「個人情報保護条例」という。）第32条第1項の規定による諮問について審議を行う会議は、公開しない。ただし、審査会が会議を公開することが適当であると認めた場合は、この限りでない。 2・3 (略) (委員の除斥) 第3条 審査会の委員は、審査会の諮問事案について特別の利害関係を有すると思料するときは、審査会の会長（当該委員が会長の場合は職務代理人）に対し、その旨を申し出なければならない。 2 (略) (公文書の開示及び個人情報の保護に関する重要な事項の審議等) 第4条 審査会条例第3条第1項第2号に規定する個人情報保護条例の規定により審査会の権限に属するものとされた事項について実施機関から意見を求められた場合及び審査会条例第3条第2項に規定する公文書の開示又は個人情報の保護に関する重要な事項についての市長の諮問があった場合において、審査会は審議を行うため必要があるときは、関係実施機関の職員その他関係者に対して出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めるものとする。 2 審査会は、諮問された事項を審議する過程において、広島市情報公開制度又は広島市個人情報保護制度の運	(目的) 第1条 この要領は、広島市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成26年広島市条例第7号。以下「審査会条例」という。）第14条の規定に基づき、広島市情報公開・個人情報保護審査会_____の運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要領における用語の意義は、審査会条例の定めるところによる。 (会議の公開・非公開) 第3条 情報公開条例第17条_____第1項、保護法第105条第3項において準用する同条第1項及び議会個人情報保護条例第45条第1項_____の規定による諮問について審議を行う会議は、公開しない。ただし、審査会が会議を公開することが適当であると認めた場合は、この限りでない。 2・3 (現行に同じ。) (委員の除斥) 第4条 審査会の委員は、審査会の諮問事案について特別の利害関係を有すると思料するときは、審査会の会長（当該委員が会長の場合は職務代理人）に対し、その旨を申し出なければならない。 2 (現行に同じ。) (公文書の開示及び個人情報の保護に関する重要な事項の審議等) 第5条 審査会は、次に掲げる場合において審議を行うため必要があると認めるときは、関係実施機関の職員その他関係者に対して出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めるものとする。 (1) 審査会条例第3条第1項第3号に規定する広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広島市条例第4号）第11条の規定による諮問があった場合 (2) 審査会条例第3条第1項第5号に規定する議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問があった場合 (3) 審査会条例第3条第2項に規定する公文書の開示に関する重要な事項についての諮問があった場合 2 審査会は、諮問された事項を審議する過程において、広島市の情報公開制度_____の運

用について改善等を行うべきと判断したときは、審査会条例第3条第2項の規定に基づき、意見を述べるものとする。

(意見の陳述等)

第5条 審査請求人等は、審査会条例第10条第1項本文の規定により口頭意見陳述を行おうとする場合は、当該口頭意見陳述を行う日（以下「意見陳述日」という。）の1週間前までに、審査会に対して所定の申立書を提出するものとする。

2 審査請求人又は参加人は、審査会条例第10条第2項の規定による補佐人とともに出頭しようとするときは、前項の申立書にその旨を記載するものとする。

3 審査会条例第10条第3項ただし書に規定する相当の期間は、意見陳述日までとする。ただし、審査会の承認があるときは、審査請求人等は意見陳述日後に意見書又は資料を提出することができる。

(意見書又は資料の提出について)

第6条 審査請求人等が口頭意見陳述後に意見書又は資料を提出する場合は、審査会の承認を必要とする。

(議事録の作成)

第7条 審査会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

2 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

(準用規定)

第8条 この要領の規定は、部会について準用する。

用について改善等を行うべきと判断したときは、審査会条例第3条第2項の規定に基づき、意見を述べるものとする。

(意見の陳述等)

第6条 審査請求人等は、審査会条例第10条第1項本文の規定により口頭意見陳述を行おうとする場合は、当該口頭意見陳述を行う日（以下「意見陳述日」という。）の1週間前までに、審査会に対して所定の申立書を提出するものとする。

2 審査請求人又は参加人は、審査会条例第10条第2項の規定による補佐人とともに出頭しようとするときは、前項の申立書にその旨を記載するものとする。

3 審査会条例第10条第3項ただし書に規定する相当の期間は、意見陳述日までとする。ただし、審査会の承認があるときは、審査請求人等は意見陳述日後に意見書又は資料を提出することができる。

(意見書又は資料の提出について)

第7条 審査請求人等が口頭意見陳述後に意見書又は資料を提出する場合は、審査会の承認を必要とする。

(議事録の作成)

第8条 審査会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

2 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

(答申書の写しの送付)

第9条 審査会は、審査請求人及び参加人に対し、答申書（審査会条例第3条第1項第2号に規定する保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に対する答申に係る答申書を除く。）の写しを送付するものとする。

(準用規定)

第10条 この要領の規定は、部会について準用する。